

高岡市指令環サ第364号
平成30年3月29日

一般廃棄物収集運搬業

許 可 証

住 所 富山県高岡市能町555番地417
有限会社高岡クリーン環境
氏 名 代表取締役 新田 利幸 様

高岡市長 高橋 正樹



高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第37条に規定する許可をしたことを証する。

- 1 業務の種類 収集運搬業（生し尿・浄化槽汚泥を除く）
- 2 設置場所 富山県高岡市能町555番地417
- 3 最終処分地 高岡広域エコ・クリーンセンター
高岡市が指定する処理業者の市内の処理施設、高岡市埋立処分場
- 4 許可期間 平成30年4月1日から
平成32年3月31日まで
- 5 許可の条件
 - (1) 一般廃棄物収集運搬地域は高岡市域内とする。
 - (2) 一般廃棄物の種類は、申請書記載のとおりとする。
 - (3) 申請書の記載事項に変更があった場合には、速やかに市長に報告すること。
 - (4) 許可証は他に譲渡し、又は貸与してはならない。
 - (5) 業務を休止、又は廃止しようとするときは、その15日前までに市長に届け出ること。
 - (6) 可燃物と不燃物を分別のうえ収集し、紙・金属等資源ごみについては、資源化再利用されるよう努めること。なお、その他の一般廃棄物については係員の指示に従い、各処理場へ搬入すること。
 - (7) 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - (8) 高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第38条及び同条例施行規則第23条の規定により一般廃棄物取扱状況報告書を毎月提出すること。
 - (9) 関係法令及び市条例に違反したとき、又は前各号の許可条件に違反したときは、この許可を取り消すことがある。